

令和5年度 第9回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和6年3月21日（木）13：30～14：43
- 2 開催場所 朝来市役所山東庁舎3階大集会室
- 3 出席した農業委員 14人
1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員
10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員
13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
- 6 現地調査委員
農業委員 米田 隆至委員 藤井 幸三委員
推進委員 中尾 孝幸委員 笠垣 肇委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第38号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第39号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第40号 農地法第5条申請について
日程第4 議案第41号 非農地証明申請について
日程第5 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第43号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について
日程第7 議案第44号 朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正について
- 8 事務局職員
事務局長 小田垣 貢 次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子
- 9 農林振興課職員
副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第9回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

ここからは、会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思えます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条規定によりまして、定足数に達しておりますので、第9回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、3番の寺前信龍委員と4番の藤井幸三委員に、議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第38号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位72番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 失礼します。それでは、受付72番の説明をさせていただきます。

航空写真ですが、下のほうが南になりまして、ちょっと場所が分かりにくいんですが、播但線を基準に説明を申し上げたいと思います。下のほうは、上ノ貝の踏切がございまして、そこから北寄りに線路沿い100メートルぐらいになります。それが、今日申請に上がっております72番でございます。

譲渡人におかれましては、過去数十年、譲受人がこの田んぼは小作をいたしております。譲渡人が今後この田んぼを管理できないということで、これまでずっと小作をされておりました譲受人に、無償譲渡で管理をしていただくというようなお話がまとまったようでございまして、今回の申請となりました。譲渡人はもともと、農地だけあって、農機具等は一切所持されておりましたが、現在まで譲受人の小作によって管理をされておりましたので許可相当と思われまますので、よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位73番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。それでは、議案第38号、第3条の許可申請についてのうち、受付順位第73番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真2枚目になります。受付順位73番の写真を御覧ください。申請地は、生野駅より2.8キロメートルほど黒川地区方面、銀山湖方面ですね、北東になりますけれども、2.8キロメートルほど入った地点となっております。写真にありますように、下側が市川、左側が下流側になります。下の大きい道が国道の429号線となっております。

この申請地の●●番地と●●番地、これは右側の●●番地に宅地、家があるんですけども、この家を朝来市の空き家バンクという形で、●●様が登録されていたと。今回、西宮にお住まいの●●様が、家屋と農地を一緒に購入されたという形になっております。

それで申請案件審議資料にもありますように、73の項目に記載されているとおり、いずれも全ての項目で条件を満たしており、営農計画書及び農地に係る誓約書も提出されております。よって、本案件は許可相当と考慮をいたします。慎重審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位74番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。受付順位74番の説明をいたします。

航空写真を御覧ください。申請地は、加都交差点より約300メートルほど東へ行った地点になります。今回、譲渡人の●●様におかれましては、高齢になったことを踏まえ息子さんと協議された結果、資産を売却していこうという話になり、今回譲受人の●●さんとお話がまとまり、今回の申請となっております。

各種要件に合致しておりまして、許可相当と思われまますので、慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位75番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位75番ということで、航空写真を御覧いただきますようお願いいたします。場所につきましては、和田山町寺谷ということになります。下の方が和田山中学校のほうで、そこから北のほうに上がっていくところに寺谷地区がございます。写真のほうの右側に、右下のほうにあるのが寺谷集落という形になります。県道物部藪崎線、通称右岸道路と言われているところなんですけど、そこにミニストップ、コンビニがありまして、そこから大体20メートルほど行きまして右折、それで農道のほうを直進していただいたら寺谷の浄化センターがありますけど、その手前が申請地ということになります。

譲渡人の、この土地の所有者の●●さんなんですけど、ただいま山東町のほうにお住まいでこちらのほうの田の管理がなかなかできないということで、譲受人の●●さんとの話がまとまり有償移転という形になったようです。

●●さんのほうにおかれましては、寺谷区で兼業農家という形で、水稻とか畑をされております。●●さんのほうは、田が大体8反弱ぐらい所有しておられまして、農機具関係はトラクター2台、それからあと、水稻に必要な農機具を保有されております。自宅のほうからは、申請地まで大体300メートルほどということで、営農計画書も出されております。それから農地に係る誓約書も提出されておりますので、特に問題はないかと思われまます。御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位76番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。76番の航空写真を御覧ください。申請地は、右岸道路、和田山中学校とフジッコの交差点を右に東河方面に入っていきます。約3キロほど入りますと、東河小学校を通過して、次、東和田区、それで地図のように久田和区という集落がございます。

譲渡人につきましては、●●さん、同じ●●さんなんですけど、親から引き継いだ田んぼを、以前からもう●●さんのほうで耕作をお願いしていたというような経緯もございまして、今回、●●さんのほうからも声がかかったんですけど、●●さんのほうがどうしても、長年管理してきた田んぼを自分で耕作していきたいというようなことで、三角田んぼなんですけど、手前を少し畑として利用し、奥のほうを水稻というふうにしていきたいというよ

うなことを申されております。

3条申請資料も全て満たしておりますので、この案件につきましては問題ないかというふうに思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位77番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは説明申し上げます。

77番につきましては、写真を見ていただいても、ちょっと判断がつきにくいと思いますが、要は、旧朝来町の中に口八代、中八代、上八代と3つの集落がございまして、一番奥と申しますか、上にありまして、養父市の建屋と接している地域だというふうに御理解をお願いいたします。

本件につきましては、3条有償移転で、●●さんの所有されております田んぼこの2筆を、●●合同会社、これはもう既に、当地域内で実績それから成果も上げられております農地所有適格法人でございまして、その法人が、今回もこの所有をされるということになりました。今後も3条の、いわゆる農地使用継続については何ら問題がないと思われまますので、御審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位78番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、78番の説明をさせていただきます。

この農地の所在につきましては、旧朝来のJA朝来支店、それとアルバの間に南北に走っておりますふるさと農道がございまして、JAから約200メートルほど南に行ったところに、この申請地がございまして。

この申請地につきましては、譲受人の●●さんが、これも数十年来ここを小作されておりました。この農地につきましては3筆になっておりますが、田んぼは1枚に統合されております。今回、譲受人の●●さんにおきましては、家族構成が増えましたので、譲渡人とお話され、購入されたというふうにお聞きいたしております。これまでもずっと小作をされておりましたので、何ら問題ないと思っております。よろしく御審議お願ひ申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位72番から78番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の笠垣委員のほうから補足説明ございますか。

○笠垣委員 3月5日に、事務局2名と私と米田隆至委員、それから藤井幸三委員、中

尾孝幸委員、合計6名で現地調査を実施いたしました。

今、地元委員さんの説明どおりで問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この3条の関係につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございませんか。

特にないようですので、受付順位72番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

続きまして、受付順位73番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

続きまして、受付順位74番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

続きまして、受付順位75番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

受付順位76番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

受付順位77番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

最後に、受付順位78番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第39号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位79番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位79番、航空写真のほうを御覧いただきますようお願いいたします。真ん中に国道9号線、下が南で上が北という立地になります。右のほうにはJRの山陰線ですね、こちらのほうが通っているということになります。土田区内の南から北のほうに北上しますと、右手にゴダイドラッグ、それからその横に、コンビニのローソンがあるわけなんですけど、その北側に田がありますけど、その部分が今回の申請地となります。●●番地と●●番地ということになります。

今回第4条の申請ということで、こちらのほうの申請地につきましては、●●の取締役●●さんの農地、所有地ということになります。2筆という形になります。今回、ここの●●さんの資材置場として申請地を提供するといったことで、転用目的は貸露天資材置場という形になります。

●●さんですけど、もう一度航空写真のほうを見ていただきまして、申請地の下のほうに3棟ほど建物がありますけど、これの一番左側ですね、これが●●さんの事務所ということになります。今現在は、その左隣と上側ですね、ここの●●番地、●●番地、これが、もう資材置場という形になっておりまして、今の状況ではちょっと狭いところもありまして、この申請地と隣接するところを露天置場にする予定となっております。

これにつきまして、土地の賃貸借契約書、これはもう締結済みということになっております。●●さん側のほうの造成計画図、それから見積書、こちらのほうも出されているということになっております。

あと、地元関係のほうですけど、地元の同意書、土田区の区長、それから同じく農事部長、それから水利組合代表の同意書もいただいています。それから隣接する田ですね、申請地の周りの●●番地、●●番地、それから●●番地、こちらのほうは今も田ということになってますので、こちらの所有者の同意書もいただいているといった状況になります。

特に問題はないかと思えますけど、審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位79番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の藤井委員のほうから補足説明ございますか。

○藤井委員 先ほど、笠垣委員のほうからありました6人で、3月5日の日に現地に行っていました。地元委員の言われましたとおり、問題はないと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、皆さんのほうからこの件につきまして、御質問なり御意見等ございませんか。

特にないようですので、受付順位79番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第40号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位80番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員に求めます。

○篠岡委員 失礼いたします。それでは、受付順位80番の説明をさせていただきます。

航空写真を御覧ください。申請地は国道312号線、ワークショップオオツキの信号を北北西に170メートル、そこから西に65メートルほど行っていただきましたら、申請地の和田山町玉置字中野●●番地になります。

譲渡人の●●様におかれましては、耕作も難しく、草の管理も行き届かずで、このたび譲受人の●●様が住宅を新築するに当たり●●様と合意に至りましたので、農地法5条申請がありました。

申請地は住宅等が連たんしている区域に位置し、農地の規模が10ヘク未満であり、3種農地にも該当いたします。見積書、金融機関、融資証明書の添付内容から目的が達成されると思います。個人住宅新築適正かと思われます。地元同意書、隣地同意書も添付され、問題なく許可相当と思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位80番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田隆至委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（隆）委員 それでは、受付番号80の本件につきまして、現地調査結果をお伝えいたします。ただいま地元委員の説明がありましたとおり、何ら付加する意見等はございません。以上でございます。

○議長 それでは、皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんか。

特にないようですので、受付順位80番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第41号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位81番の提案理由の説明を、地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、受付順位81番の航空写真を御覧ください。申請地は国道9号線の下町交差点から約100メートルほど行った上ゲ地区から山陰線のほうをくぐっていただきまして、山の方向に上っていくと林道山東竹田線が交差しているところから約100メートルほど新堂区の方角に行った山の中にあります。

申請人の●●さんは、子供さんとの相続の手続のときにもらったようです。50年以上耕作されておらず、竹やぶとなっております。

このたび、地目を現況の地目と合致させるためでございます。始末書等も提出されており、今後、このようなことがないように深く反省されております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位82番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。82番の説明をいたします。82番の航空写真を御覧ください。申請地は国道312号線の竹田城下町交差点、すしの永楽のところですが、それを竹田のほうへ入りまして、堤防を南下していただきます。そうしますと、右手にブルーベリーが植わっている畑がございます。その西隣のところが今回の申請地となっております。

所有者の●●様におかれましては、この土地、建物を取得されたときからこの状態であったというふうに私は説明を受けております。

このたび、この申請地と一緒に住宅を売却されようとしたところ、今回の申請地が農地のままであるということから、現況の状態に合わせるということで今回の申請に至っております。要件等合致しておりますので、問題ないかと思われまますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位83番の提案理由の説明を、地元委員の私のほうから申し上げます。

まず、航空写真のほうを見ていただきたいと思います。ここは山東町一品区の北側のほうに当たりまして、写っておりませんが、下のほうに国道427号線がございます。そこから北のほうに向かいまして、特別養護老人ホーム緑風の郷、写っておりますが、それがありまして、その前を通過してずっと山のほうに行きますと、鯨峠を越えて夜久野方面に至るといふ、そういうところでございます。写真の中央から右上のほうにかけて、●●を製造、販売されております株式会社●●がありますけれども、その工場等がございまして、今回はその工場の中の敷地になっております。

既に工場になってから20年以上たつておるといふことでして、農地として残っていることが分かつたといふことで、このたび、始末書を添えて申請をされました。地元区長等の了解も得られておりまして、また年数も大変たつておりますので、やむを得ないと考えます。審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

それでは、受付順位81番から83番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の中尾委員のほうから補足説明はございますか。

○中尾委員 3月5日でございますけれども、現地調査を行いました。先ほど説明がありましたように、地元委員からの説明のとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 それでは、非農地証明関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございましたら。

これもないようですので、受付順位81番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位82番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位83番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第5「議案第42号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第42号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の衣川です。先ほどもありましたように、農用地利用集積計画が新たに出てきておりますので、その概要について説明させていただきます。

まず、資料のほうにつきましては8ページからとなります。まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数ですが、面積につきましては田が41,335平方メートル、畑が355.85平方メートル、合計41,690.85平方メートル、筆数につきましては田が27筆、畑が3筆、合計30筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は11戸、利用権を設定する戸数は16戸となっております。

続きまして、設定する利用権の概要でございますが、利用権の内容につきまして、今回は2種類あります。使用貸借権が26筆、38,578.85平方メートル、賃貸借権が4筆で3,112平方メートルとなっております。

それぞれの利用権の終期につきましては、令和7年3月31日までが1筆の2,682平方メートル、令和8年3月31日までが10筆の4,852.85平方メートル、令和9年3月31日までが11筆で21,819平方メートル、令和10年3月31日までが1筆の1,509平方メートル、令和11年3月31日までが2筆の3,221平方メートル、令和16年3月31日までが3筆の3,774平方メートルで、最後に、令和18年3月31日までが2筆の3,833平方メートルとなっております。

続きまして、利用権の設定を受ける者及び設定する者、また貸借の土地の所在地等につきましては、9ページから12ページに掲載しております。時間の関係上、こちらのほうは

割愛とさせていただきますので、御覧をください。以上となります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問等ございませんか。ないようですので、議案第42号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第6「議案第43号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第43号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農業経営基盤強化の促進に関する計画について、朝来市山口地区の立野区のほうから地域計画案が提出されておりますので、その計画案につきまして、農業経営基盤強化促進法の第19条の第6項に基づきまして皆さんのほうに意見を照会するものでございます。

計画のほうにつきましては、資料の16ページからとなっております。こちらのほうにつきましては、資料のほうに書いてありますが、今後10年に向けていろいろな取組等が書かれております。また、こちらの地区につきましては営農組合がございまして、今、現状、ほとんど立野営農組合と、あと残り数名の方が個人で耕作されておりますが、将来に向けては立野営農組合へ集積される計画となっております。よろしく願いいたします。

○議長 ただいま担当課からの説明がございましたが、この件について御意見なり御質問ございませんか。

高本委員。

○高本委員 すみません。この立野地区の赤の点線で囲ってあるところが地域計画の範囲であると思われるんですが、この色塗りのされてない農地については、どういうことでしょうか。

○議長 お願いします、担当課。

○担当課 失礼いたします。19ページ、20ページと目標地図のほうがあります。赤い点線がこの計画のエリアになっておりますが、この地図につきましては、色を塗ってないと

ころについては宅地であったりとか工業用地であったりとかしております。また、家庭菜園等で作られております畑等についても、そういったところは抜かれております。ですので、今、色がついているところは、基本的に今後立野区のほうで管理していかないといけない農地ということで色が塗られております。また、今後、ほかの地区等もありますが、ここに載っていないのは今現状でありまして、今後この計画につきましては随時計画を見直すことができますので、色を塗ったりとか、また色を省いていったりというようなことが起きることも考えております。

○議長 高本委員、よろしいですか。よろしい。

そのほかございませんか。

米田隆至委員。

○米田（隆）委員 参考に、担当課に聞きたいんですが、この立野のように営農組合でありますけれども、規模から見るとまあまあ中以下のところであると思います。今後、地域計画が順調に進むためには、今読んでみたんですけども、その法人の経営は安定しているというふうに書かれておりますが、従事するオペレーター等の高年齢に不安があるというようなことでありますが、今後、立野地域の地域計画を順調に10年間維持していこうとすると、やはり原資がどうなっていくかということが一番大事になると私は読んで感じたところであります。といいますのは、これから私の地域につきましても地域計画を組み立てていくわけですが、そのこのところ、集落にて営農組織をつくっていなかったも、それぞれ個人が耕作する人があるわけですが、将来、農業収益がどこまで維持できて圃場を管理していくことができるのかということに、私の地域ではちょっとつかみ難いところがありますし、あまり立ち入って個人的に大丈夫ですかということも聞けないことがありますので、このような立野の営農組合を組織され維持されてるところで、今後の長期的な農業基盤を維持するためにはどうなのかなと、もうちょっとポイントを書いてもらったら今後の参考になるなと思って、率直なところはそう思いました。それで、堅実な経営をされてるということもお聞きしておりますが、お金がないときはどうされてるんですかと聞いたら、分担金を徴収してしのいでおるといようなことも遠くから聞こえてきましたので、その辺がこれから地域計画をつくる各地域において最も大事なことだと思いますので、担当課におきましてはそれらについても事前の説明なり指導方をいただいとったらありがたいなと思っております。以上です。

○議長 担当課、何か。今の意見に対して答えれますか。

○担当課 お答えになるかどうか分かりませんが、各地域のほうで、今地域計画の策定をお願いしているところがございます。営農組織を持っているところ、全然ないところ、また、全然担い手がないところについても地域計画の策定をお願いしているところがございます。いろいろと課題のほうがその地域に合わせてあると思います。ですので、その地域の中の方だけで今後この地域計画の中の農用地の保全管理をしていくのではなくて、認定農業者の方をはじめとする外部の地区外の方の協力っていうところも必要になってくるのかなと思っております。また、農業者の方であったりとか、この集落営農でもそうなんですけど、今後、農業所得の向上というところで、今こちらの農林振興課をはじめ、県や国のほうもどのようにしたら農業所得が向上していくかというところを施策の中では考えていっておるんですが、なかなかその辺の実現に向けてもちょっと厳しいところもございまして考えております。その中で、今ある制度をできるだけ活用していただけるように、また、できるだけ活用しやすいようにというように制度のほうも改正もしているところがございますので、こういったところにつきましては、また改正があったりとか新しい制度ができたなら皆さんをはじめ周知していきたいなというふうに思っております。以上となります。

○議長 米田さん、いいですか。

○米田（隆）委員 結構です。

○議長 いまみたいなものをできたらこういう計画の中にちょっと組み込むようなことができたらいいのになという、そういう意見もあったということやね。一番難しいことではあるけどね。

○米田（隆）委員 あまり際立った質問はお互いにこれから自分の地域の計画をつくらないといけないので言いにくいんですが、これからやるものについては、このポイントがもうちょっと、次から担当課が指導してもらって、こういうことを考えたらどうですかということを言ってもらいたいという意味で言ったんです。

○議長 そういう意味ですので、担当課、よろしく。

いいですか。

○担当課 はい、分かりました。

○議長 そのほか、何かございますか。

私のほうから。特に営農組合を中心に活動、努力されているのは、よくこれ伝わってきてますし、やっぱり将来集団化で100%まで持っていくというようなことを目標に上げら

れております。ひとつ頑張っていたきたいと思っておりますというのを意見として出したいと思っております。

そのほか、何かございますか。よろしいですか。

それじゃあ、意見としては先ほど出たような意見も事務局のほうで取りまとめして、ちょっと付け加えて、総合的判断として、適当か不適当かお諮りをしたいと思っております。

適当と判断される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当という形で回答させていただきます。

続きまして、日程第7「議案第44号、朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第44号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第44号、朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

2月の総会時にも若干説明をさせていただいておりましたけれども、当該要綱は農地法等の規定により農業委員会の権限に係る事務につきまして必要な事項を定めるものでございますけれども、今回、新たに農地法第3条に係る許可申請書の様式を定めるため、当該要綱の一部を改正しようとするものでございます。御承知のとおり、農地法第3条に基づきます所有権移転等の許可につきましては農業委員会の事務とされておりまして、その許可申請に係ります申請書の様式につきましては、現在は農林水産省が平成21年に制定をいたしました農地法事務処理要領の様式例を使用しております。

議案書の51ページの参考資料2がその様式となっております。中を御覧いただきますとお分かりいただけるかと思っておりますけれども、記載要領等を含めまして説明書きが非常に多い様式となっておりますことに加えまして、3条申請の多くが現在は個人による申請となっておりますけれども、個人の申請には関係のない項目も多くございまして、記載が非常に難しい様式となっております。そこで、今回、議案書の23ページから29ページに掲げております様式に改めようとするものでございます。この様式につきましては、現在県内の数市が使用しております様式でございますけれども、恐らく平成21年に農水省によります事務要領制定以前に統一的な様式として使用されていたのではないかというふうに思わ

れます。見ていただけましたらお分かりいただけると思いますけれども、農地法施行規則の第11条に規定されております申請書に記載しなければならない事項がコンパクトにまとめられておりまして、先ほど申し上げました様式よりは記載しやすい様式となっております。

議案書の30ページをお開きください。要綱の新旧の対照表となっております。現在の要綱は1条から5条の5条立てとなっておりますけれども、第2条の転用制限外の届出、いわゆる200平米以下の農業用施設等への農地転用の届出に関する規定以下を1条ずつ繰下げいたしまして、第2条に農地等の権利移動の許可の申請について規定することとしまして、第1項で先ほど言いました様式を、第2項では法の施行規則第10条第2項に申請書に添付しなければならない書類等が定められておりますけれども、それ以外の書類で農業委員会が添付を求める書類を規定いたしております。それから、第3項で譲受人が農地所有適格法人である場合につきまして、添付を求める書類を規定することといたしております。

最後に、議案書の29ページをお開きください。附則につきまして御説明を申し上げます。附則の第1項で、この改正要綱は令和6年4月1日から施行をすることとし、第2項で、令和6年4月1日以降におきまして、現在使用しています農水省の事務処理要領の様式例により申請された場合におきましても改正後の様式により申請されたものとみなし、有効なものとして取り扱うことについて規定してございます。

以上、簡単ですけれども、議案第44号、朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正につきましての御説明とさせていただきます。

○議長 今、事務局のほうからちょっと説明ございました。2月の総会のときに資料をちょっとお配りさせていただいておりましたので、見ていただいた方は見られたか分かりません。ちょっとこういう関係はなかなか皆さん頭の痛い内容、見ても分かりにくいというのが現実にありますので、これにつきまして何か御意見、御質問がありましたら。

こうすることによって、事務局は申請書類の受付等は従来よりもスムーズにいくし、来られるお客さんにもあまり手間をかけないという、そういうことにつながるという、そんな改正。

○事務局 今おっしゃいましたように、今使用しております様式例が先ほど言いましたようになり文字が多くて説明書きが多い様式となっておりますので、なかなか理解いただくには難しいのかなど。行政書士さん等にお問い合わせの方以外の方につきまして、御自分で作られる場合、いろいろとややこしい要領になっておりますので、より少しでも分かり

やすい様式に改めまして、あわせまして記載要領等も作って新たにホームページ等にも出しますので、今よりは申請書を記載しやすいのかなというふうに考えておりますので、事務局といいますよりも、申請者の皆さんに少しでも理解いただけるような様式に変更していきたいなということで考えております。

○議長 皆さん、質問等ございませんか。 梶原委員。

○梶原委員 ちょっと質問させていただきます。新様式のほうは4月1日からということなんですけれども、ホームページのほう、先ほど言われましたけれども、掲載はいつ頃になる予定かと、あと、様式等のダウンロードはホームページから可能でしょうか。

○議長 お願いします。

○事務局 本日の総会で御議決いただきましたら、速やかに来週の早々にはホームページのほうに公開していきたいというふうに考えております。もちろん様式のダウンロードも今もしていただけますけれども、新たな様式につきましてもダウンロードしていただけるようにさせていただく予定としております。

○議長 よろしいですか。

そのほかございますか。

特にないようですので、議案第44号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で今日予定しておりました議案審議は全て終了しました。

最後に、閉会に当たりまして、西職務代理のほうから御挨拶をお願いします。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時43分終了)